

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定 (保険課)
- 農地保有合理化事業実施規程の承認 (農政課)
- 保安林の指定の解除予定 (五件) (森林保全課)
- ◇ 公 告 遊技機の型式の検定 (生活安全企画課)
- ◇ 公 告 平成七年度林業改良指導員資格試験の実施 (林務課)

告 示

鳥取県告示第四百五十号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十二年政令第八十七号) 第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成七年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
松岡内科	鳥取市賀露町一七〇三―七七〇	平成七年六月一日
花木こどもクリニック	八頭郡郡家町大字宮名一九三―一	〃
湖山歯科医院	気高郡気高町北浜三丁目四七	〃
キシノ歯科医院	鳥取市吉成七七九―四〇	平成七年六月四日
有限会社羽場薬局	鳥取市賀露町一七〇三―一三二	平成七年六月一日
オサキ薬局	八頭郡用瀬町大字用瀬四七一―一八	〃
西伯薬局	西伯郡西伯町大字福成一〇―三―二二	〃

鳥取県告示第四百五十一号

農業経営基盤強化促進法 (昭和五十五年法律第六十五号) 第七条第一項の規定に基づき倉吉市農業協同組合農地保有合理化事業規程を承認したので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成七年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 承認を受けた者の名称及び所在地

倉吉市農業協同組合

倉吉市越殿町一四〇九

二 承認年月日

平成七年五月三十一日

三 承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業

研修等事業

四 承認に係る農地保有合理化事業の実施地域

倉吉市における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された地域）

鳥取県告示第四百五十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市生山字蝦合五六二の七

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百五十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市櫻字谷山六五の二・桜字谷山六六の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百五十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字北村字小崩ヨリ葵谷迄九四一の三・九四一の五・九四一の六・九四一の三三四から九四一の三四〇まで・九四一の三五九・九四一の三六一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第四百五十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字奥山東平一一四一の六・一一四一の五七・一一四一の五八・一一四一の一一五・一一四一の一一七・一一四一の一一八・字奥山ノ内西秋葉一一四七の七・字南畑一一五七から一一五九まで・字奥山西平一一七三の一・一一七三の五・一一七三の六・一一七三の三七・一一七三の一四〇・一一七三の一五二から一一七三の一五四まで・一一七三の一五七・一一七三の一六四から一一七三の一七一まで・一一七三の一七六から一一七三の一八一まで・一一七三の一八三・一一七三の一八五・一一七三の一八六・一一七三の一八八から一一七三の一九七まで・一一七三の一九九から一一七三の二〇一まで・一一七三の二四一・一一七三の二四三から一一七三の二四七まで・一一七三の二五七・一一七三の二七〇（以上五七について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

ダム事業用地とするため

二一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字倉坂字奥山西平一一七三の三六（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

ダム事業用地とするため

三一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字南畑一一五五（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

ダム事業用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第四百五十六号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成七年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡淀江町大字本宮字込平二 四八二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び淀江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成七年六月六日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 眞

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	CRジャマイカ	株式会社藤商事
〃	CRシューティングスター2	〃
〃	キラキラエンジェル	マルホン工業株式会社
〃	ゴーゴーダック	〃
〃	アインアライナー	〃
〃	ガンガンヒーロー	〃

〃	ナナジー	豊丸産業株式会社
〃	ドンキホーテ2	〃
〃	ドラゴン伝説ZZ	〃
〃	トランゾ天国3	〃
〃	競馬天国G1篇2	〃
〃	フルーツライン	株式会社オリンピア
〃	フルーツラインII	〃
ぱちんこ遊技機	エキサイトトクristal3	株式会社ニューギン
〃	エキサイトニューニュー	〃
〃	横綱伝説	株式会社平和
〃	クラインマックス	〃

公 告

鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和33年4月鳥取県条例第11号)第2条の規定により、平成7年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

平成7年6月6日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

- 1 試験の日時
平成7年10月12日(木) 午前9時から
- 2 試験の場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁第6会議室、第26会議室及び第27会議室
- 3 試験の方法

- (1) 試験は、筆記試験及び口述試験とする。
- (2) 筆記試験は、林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識についての項目により行う。

必須項目	林業一般(林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎的知識)及び普及方法
選択項目	森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械のうち一項目

- (3) 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。
- 4 受験資格
次の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であること。
なお、(4)の認定を受けようとする者は、受験願書を提出する際に併せて受験資格認定申請書を提出すること。
- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第69条の2に規定する短期大学(以下「短期大学」という。))を除く。以下「大学」という。)において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は平成8年10月11日までに卒業する見込みのもの
- (2) 短期大学又は昭和33年農林省告示第125号(森林法施行令に基づき農林水産大臣の指定する試験研究機関及び教育機関を指定する件)による農林水産大臣が指定す

- る教育機関(以下「指定教育機関」という。)において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、平成7年10月12日までに次のア若しくはイの職務に従事した機関又はこれらの期間を通算した期間が2年以上に達するもの
- ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校(以下「高等学校」という。))その他これと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育
- イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導
- (3) 高等学校を卒業した者又は大学入学資格検定期程(昭和26年文部省令第13号)による検定(以下「検定」という。)に合格した者で、卒業又は検定合格後平成7年10月12日までに、(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの
 - (4) (1)から(3)までに掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者
 - 5 受験願書の受付期間
平成7年7月24日(月)から同年8月18日(金)まで(郵送による場合は、平成7年8月18日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。)
 - 6 受験願書の提出先
〒680 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部林務課(持参又は郵送によること。)
 - 7 受験願書の添付書類
 - ア 履歴書
 - イ 4の(1)の該当する者については、大学の卒業証明書又は、卒業見込み証明書
 - ウ 4の(2)に該当する者については、短期大学又は指定教育機関の卒業証明書及び4の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書
 - エ 4の(3)に該当する者については、高等学校の卒業証明書又は検定の合格証明書及び4の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書

オ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。）

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、3,010円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

9 合格者の発表等

試験の合格者の氏名は、試験実施後1月以内に公表するとともに、当該合格者には合格した旨を通知する。

10 その他

(1) 試験に関し不正行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(2) 受験願書、履歴書及び受験資格認定申請書の用紙は、鳥取県農林水産部林務課において交付する。

その交付を郵便により請求する場合は、80円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、鳥取県農林水産部林務課（電話 0857-26-7298）又は各地方農林振興局林業振興課に照会すること。